栃木労働局「今月(10月)のおすすめ情報」を紹介します。

【掲載場所】

栃木労働局トップページ > 今月のおすすめ情報



~今月のおすすめ情報~



① 【栃木県最低賃金】10月1日から時間額913円に改正します

- ○栃木県最低賃金は、栃木県の区域内の事業場で働くすべての労働者と
- 〇一般労働者はもちろん、臨時、パート、アルバイト等にも適用されます。

最低賃金引上げに向けて次の支援措置を設けています、活用ください。

中小企業・小規模事業者を支援する助成金

【通常コース】事業場内最低賃金の引上げ、設備投資等(機械設備導入や人材育成・ 教育訓練等)を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度

【特例コース】新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が30%以上減少した

<拡充ポイント>対象となる事業者を拡大し、助成率も引上げ 申請期限(令和5年1月31日まで)と賃上げ対象期間(令和4年12月31日まで)の延長 など

*働き方改革推進支援センター相談窓口:中小企業における労働環境整備、例えば、

② 産後パパ育休(出生時育児休業)等が10月1日から施行されます!

就業規則等への整備はお済ですか! 詳細はこちら→https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html

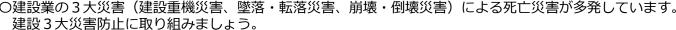


③ 死傷災害の撲滅に向けて!・ 10月1日~7日は全国労働衛生週間

○10月1日から7日までは

「あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場」

をスローガンとした全国労働衛生週間です。



○ 「**Aない声かけ3か月運動!プラス**」(労働災害に結び付く「**あわてる**」「**あせる**」「**あなどる**」 の「**あぶない行動**」のキーワードの頭文字"**あ**(A)"を取った行動を「しない・させない」ために、 同じ場所で働く皆がお互いに声をかけ合って、安全な作業行動の定着化を図る労働災害防止運動) 令和5年3月31日まで展開中です。



④ 10月は「年次有給休暇取得促進期間」です!

○現在新型コロナウイルス感染症対策として実践している、新しい働き方・休み方をこれからも続けてい くためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度や、労働者の 様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度の導入が効果的です。 年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

<年次有給休暇取得促進特設サイト>

https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/







栃木県最低賃金

業務改善助成金

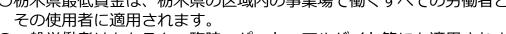
業務改善助成金

の詳細こちら

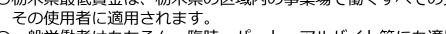
条効日:令和4年10月1日

のずチェック 最低賃金!使用者も 労働者も 投資をは実施する場合を集めませた。場所にお示する際により思知しなければなりません



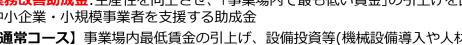






○特定の産業には、特定最低賃金が定められています。

*業務改善助成金:生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金」の引上げを図る



<拡充ポイント>原材料高騰等の要因により利益が減少した事業者に特例拡大 など

中小企業事業者等を支援する制度

[問合せ]業務改善助成金コールセンターTEL0120-366-440/栃木働き方改革推進支援センター

賃金規程の見直しや業務改善助成金をはじめとする労働関係助成金の活用などの相談対応 [問合せ]栃木働き方改革推進支援センターTEL0800-800-8100





⑤ 「令和4年度働き方改革関連法に関する説明会」を開催します!

- ○県内の各労働基準監督署では、「時間外労働の上限規制」や「年次有給休暇の取得義務化」などの改正労働基準 法等に関する内容を中心とした、働き方改革関連法に関する説明会を開催しています。
- ○企業の責任者や労務管理担当の方におかれましては、この機会に是非ご参加いただき、今後の労務管理の見直し 等にお役立てください。
 - ※参加は無料で、パンフレット等の参考資料も無料で差し上げます。
 - ▶ 開催日時など詳しくはこちらの専用ウェブサイトをご覧ください。

https://www.36kyoutei2022.com/area/kanto

なお、参加をご希望される場合は、上記専用ウェブサイト にアクセスし、お申し込みください。

説明会資料、次第等も専用ウェブサイトに順次掲載しております。

【問合わせ】

エーペックスインターナショナル株式会社

(働き方改革関連法説明会委託運営会社) 電話:03-5579-2903(平日10:00~17:00)

E-mail: 36kanto@apex-asia.co.jp



⑥「過労死等防止対策推進シンポジウム」を11月29日(火)に開催します!

~過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ~

会場のご案内

栃木県教育会館 5階小ホール

(栃木県宇都宮市駒生1丁目1番6号)

JR字都宮駅(西口)下車 バスで「作新学院・駒生行 東中丸(会館前)」下車 東武字都宮駅下車 バスで「作新学院・駒生行 東中丸(会館前)」下車

参加申込について

- ▶新型コロナウイルス感染症の影響により事前申し込みをお願いします。 尚、定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承くだざい。
- ▶申し込みは Web または FAX でお願いします。
- ▶参加証を発行いたします。当日、受付までお持ちください。
- ▶定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。





二次元パーコードを読み込んで下さい





▼ 特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム



https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo

⑦「人への投資」成長分野などの人材育成や定着に向けた支援

◆人材開発支援助成金(人への投資促進コース)新設

~デジタル分野の社員教育に、国民の皆さまのアイデアをもとに創設~

ITやデジタル分野で即戦力となる人材を育成したい

•••情報技術分野(IT分野)認定実習併用職業訓練【新設】

高度デジタル人材 ・ 高度人材を育成したい

・・・高度デジタル人材訓練/成長分野等人材訓練【新設】

オンラインの定額受け放題サービスで効率的に訓練を受けさせたい

•••定額制訓練【新設】

労働者の自発的な学び直しの費用を支援したい

•••自発的職業能力開発訓練【新設】

労働者の自発的な学び直しのための時間を確保したい

•••長期教育訓練休暇制度/短時間勤務等制度【拡充】

◆特定求職者雇用開発助成金(成長分野人材確保・育成コース)令和4年4月1日雇い入れから適用 デジタル関係、グリーン・カーボンニュートラル関係業務に従事させる事業主が、 高齢者や障害者、母子家庭の母等、就職氷河期世代などの就職が特に困難な者を、 ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する事業主に対して助成。

雇い入れ1ヶ月以内に「成長分野の事業内容、対象労働者の従事する業務内容等を記載」 した実施計画書を、紹介ハローワークへ提出。

実施計画書を提出後、該当となる場合、支給額は現行コースの1.5倍。





⑧ 雇用維持の確保を支援します!

◆ 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金(休業等による雇用維持)

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、**事業活動の縮小を余儀なくされた事業所で、休業等** により雇用維持を図る事業主に対して助成します。

1 特例期間の延長(令和4年11月末まで延長)

2 通常特例:10月以降生産指標が前年同期比1ヶ月5%以上減→10%以上減に見直し。

10月以降上限9,000円→上限8,355円。

3 業況特例:4月以降生産指標が前年同期比3ヶ月30%以上減。毎月業況を確認。

10月以降上限15,000円→上限12,000円。





